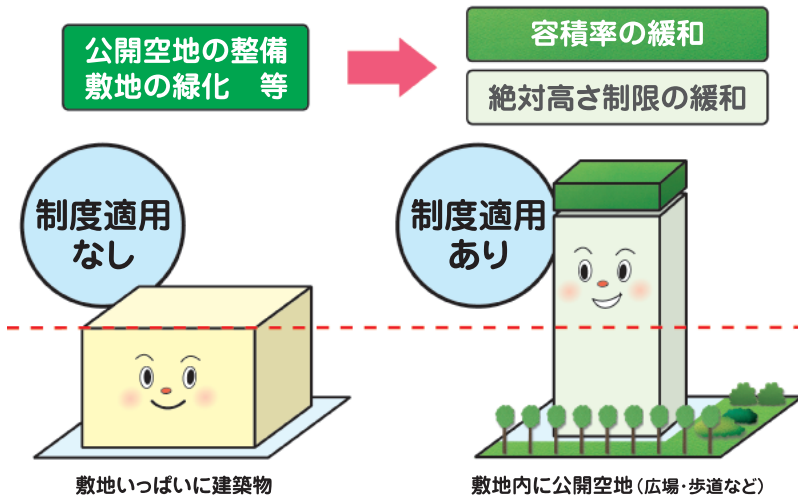


高さや容積率の緩和を行う制度

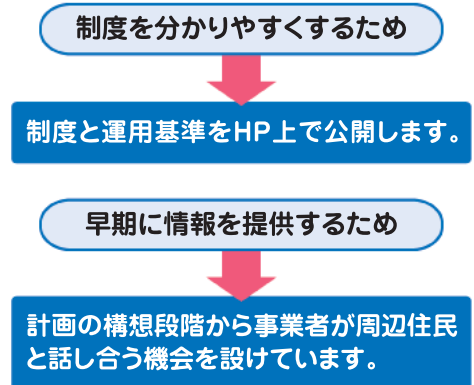
横浜市市街地環境設計制度について

より豊かな市街地を形成するために、敷地内に公共的に役立つ空間や施設を確保した建築物について、高さや容積率の緩和を行う制度です。

■概要図



■周辺住民に対して



提案により用途地域などを変更できる制度

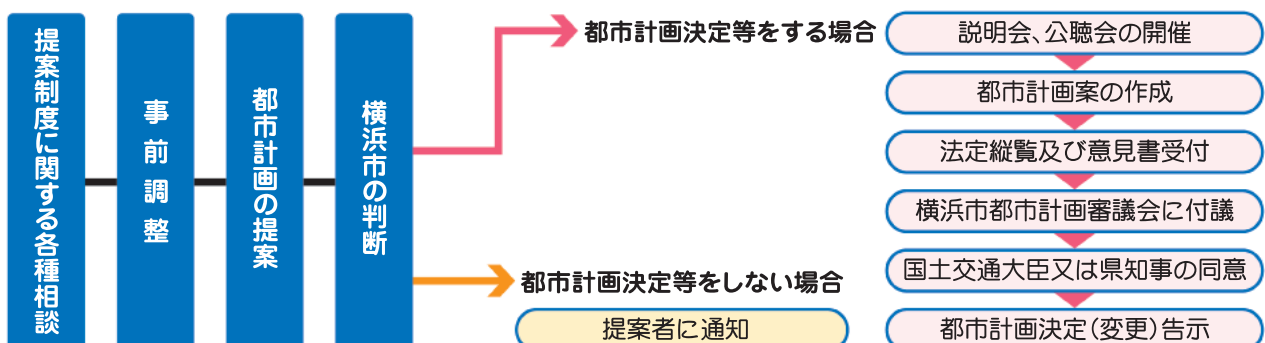
都市計画提案制度について

皆さんの自主的なまちづくりの推進や地域の特性に応じたまちづくりを進めていくために、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、横浜市に対して都市計画の提案ができる制度です。

提案の要件

- 0.5 ha以上の一体的一団の土地の区域であること
- 提案区域内の土地所有者等の2/3以上の同意(人数及び面積)
- 都市計画マスタープランなど都市計画に関する法令上の基準に適合

■手続きの流れ



※上記は一般的なケースで、提案内容により一部手続きが異なる場合があります。